

資源の有効利用促進に係る適正化事業費 33百万円(17百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)については、現在、

平成17年12月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策が取りまとめられ、現在その実務的検討がなされている

同法は附則において平成20年3月までに施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものされていることから、現在、見直しに向けた評価・検討が行われている

という状況にある。本事業は、こうした状況を踏まえ、同法に基づき製造業者等によるリサイクルが義務付けられている指定再資源化製品(パソコン、小型二次電池)等のリサイクルを推進するための経費である。

2. 事業計画

指定再資源化製品等に関する法の施行状況調査(平成19年度～)

- ・自動車用バッテリーを含めた指定再資源化製品の出荷台数、排出台数等のフローを調査し、製造業者等による回収率の向上策を検討

- ・対象となっていない製品(プリンタ、携帯電話等)の指定再資源化製品への追加の検討のためのリサイクルの可能性等の実態調査

自動車用バッテリー回収・リサイクル推進事業(平成19年度～)

自動車用バッテリーの円滑なりサイクルを促進するため、関係者に対する普及・啓発を実施

見直し後の資源有効利用促進法の円滑な施行のための普及・啓発等事業(平成20年度～)

- ・見直し後の資源有効利用促進法の普及・啓発
- ・使用済指定再資源化製品等の不法投棄防止の取組の強化

3. 施策の効果

指定再資源化製品等に係る実態調査により法の施行状況を調査することにより、資源有効利用促進法の円滑な施行が可能となる。

自動車用バッテリーの適正なりサイクルの推進が期待できる。

見直し後の資源有効利用促進法に基づき、指定再資源化製品等の適正なりサイクルの推進が期待できる。

4. 備考

資源の有効利用促進に関する適正化事業費 32,609千円

(目) 職員旅費

(目) 環境保全調査費(民間事業者に対する請負事業により実施予定)

(内訳)

指定再資源化製品等に関する法の施行状況調査	11,751千円
自動車用バッテリー回収・リサイクル推進事業	10,916千円
見直し後の資源有効利用促進法の円滑な施行のための普及啓発等事業	9,942千円

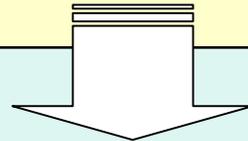
資源の有効利用促進に係る適正化事業費

資源有効利用促進法の現状

33百万円（17百万円）

平成17年12月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において自動車用バッテリー回収・リサイクル推進のための方策について報告書が取りまとめられ、現在これを受けた実務的検討が行われている。

同法は平成20年3月までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされていることから、現在、見直しに向けた評価・検討が行われている。



資源の有効利用促進に係る適正化事業について

こうした状況を踏まえ、平成20年度において、

指定再資源化製品のフローを調査し、製造業者等による回収率の向上策を検討するとともに、対象となっていない製品（携帯電話等）の指定再資源化製品への追加の検討のためのリサイクル可能性等に係る実態調査の実施

自動車用バッテリーの円滑なりサイクルのための関係者に対する普及・啓発の実施

見直し後の資源有効利用促進法の普及・啓発を実施するとともに、使用済指定再資源化製品等の不法投棄対策を強化し、適正なりサイクルを促進